

令和 7 年 11 月 28 日

議 員 各 位

意見書（案）の配付について

令和 7 年 11 月 25 日（火）に締め切りました意見書（案）を配付します。
なお、今後の取り扱いは下記のとおりです。

記

- 1 各会派間の調整結果及び態度報告並びに代案の提出締切りは、常任委員会開催日である 12 月 11 日（木）の 15 時です。
- 2 各会派間の調整結果及び態度並びに提出された代案は、12 月 15 日（月）開催予定の議会運営委員会で報告します。

市議会定例会令和7年11月通常会議 意見書（案） 目次

意見書番号	提出者	件 名	ページ
21	公明党①	危機的状況にある自治体病院の存続に向けた財政支援を求める意見書	3
22	公明党②	巨大災害発生に対する対応体制整備を求める意見書	4
23	公明党③	重点支援地方交付金の拡充と地方自治体への迅速かつ丁寧な支援を求める意見書	5
24	公明党④	太陽光発電設備のリサイクル推進及び適正な廃棄処理に関する意見書	6
25	公明党⑤	地方税財源の充実確保を求める意見書	7
26	公明党⑥	脳脊髄液漏出症患者の救済を求める意見書	9
27	共産党①	多様な民意を切り捨てる比例代表議員の定数削減を行わないことを求める意見書	10
28	共産党②	暮らしを圧迫し、米国に追随した軍事費・軍備の拡大を止めることを求める意見書	11
29	共産党③	スパイ防止関連法制の法案策定をやめることを求める意見書	12
30	共産党④	国の責任で学校給食費を無償化することを求める意見書	13
31	共産党⑤	外国人を差別・分断する排外主義を許さず、多文化共生社会の実現を求める意見書	14
32	共産党⑥	非核三原則の堅持を求める意見書	16
33	共産党⑦	ガザ地区における人道危機を踏まえ、パレスチナの国家承認を求める意見書	18

危機的状況にある自治体病院の存続に向けた財政支援を求める意見書（案）

自治体病院は、地域の民間医療機関では採算性の観点から担い難い救急、小児、周産期等の高度医療の実施、さらには感染症や災害対応など、地域の医療提供体制の維持に不可欠な役割を果たしている。

こうした自治体病院の責務を果たすため、多くの自治体は一般会計から多額の拠出金を負担しており、自治体病院は、現在の収支構造では行政の財政負担がなければ持続的な運営はできない。

しかし、令和7年8月に公表された公益社団法人全国自治体病院協議会の調査結果にもあるとおり、近年の人件費や物価の高騰により、自治体病院の運営に要する費用が大きく膨らむ一方で、現行の診療報酬はこうした実情に十分対応できておらず、令和6年度決算では、自治体病院の約9割が自治体からの繰出金を入れてもなお、経常収支が赤字となるなど、自治体の財政力を超えて経営環境は大きく悪化している。

このままの状況が続ければ、地域住民の生命や健康、さらには社会の安全・安心を支える公的基盤としての自治体病院の役割を果たしていくことはできず、今、まさに周辺市町村も含めた地域の医療提供体制は崩壊の危機に直面している。

よって、国及び政府においては、地域の医療体制を守る自治体病院の経営改善を図ることは、国の責任において取り組むべき重要な課題と捉え、以下の事項について早急かつ具体的に対応するよう強く求める。

記

- 1 診療報酬については、物価高騰や賃金等の上昇に適切に対応する仕組みを導入すること。
- 2 特に、令和8年度の診療報酬改定については、入院基本料の大幅な引上げを行うこと。
- 3 自治体病院の経営の現状を考慮し、当面の経営上の危機を回避するためにも、令和8年度の診療報酬改定を待つことなく、人件費や物価高騰など費用増に対応した、緊急的な財政支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

巨大災害発生に対する対応体制整備を求める意見書（案）

近年、我が国では地震・台風・豪雨など自然災害が頻発しており、国民の生命・生活・経済活動に甚大な被害をもたらしている。特に、今後発生が懸念される東海地震、南海トラフ地震や首都直下地震、さらには富士山噴火等の巨大災害は、我が国全体に極めて深刻な影響を及ぼすことが想定されている。

このような状況を踏まえ、政府は防災庁の設置に向けた検討を進め、災害に強い国づくりを目指して体制整備を進めているが、実際の災害対応においては、地方自治体・地域住民・民間団体・ボランティア組織などとの連携強化が不可欠である。

よって、国及び政府においては、国民の命と暮らしを守るために、災害に強い国づくりの実現に向けて、次の事項について速やかに対応されるよう強く要望する。

記

- 1 南海トラフ地震や首都直下地震等の発生に備え、発災時における国の支援体制を一層強化し、プッシュ型支援を含めた被災地への人員・物資・情報支援が円滑かつ迅速に行われる仕組みを確立すること。
- 2 各地方自治体と連携し、災害時の情報共有体制、避難計画、医療・福祉・インフラ維持などの分野での協働体制を平時から確実に整備・確認すること。
- 3 新設される防災対応組織においては、中央政府と地方自治体、各種支援団体との緊密な連携を図り、デジタル技術を活用した情報共有体制の構築など、災害対応の一元化・迅速化を実現するための機能を強化すること。
- 4 国の防災施策や制度変更については、地方自治体に対して十分な説明責任を果たし、人的・財政的支援を適切に講じること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

重点支援地方交付金の拡充と地方自治体への迅速かつ丁寧な支援を求める意見書（案）

国においては、地域の実情に応じた政策展開を支援するため物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（以下、重点支援地方交付金という）を創設し、毎年度の社会経済情勢を踏まえたテーマ設定のもと、地方自治体の取組を後押ししている。直近では物価高騰対応、賃上げ促進、人口減少対策などが柱とされ、特に令和6年度の配分においては、地域の中小企業や医療・介護・保育施設等の物価高騰対策への支援が中心的に実施されたところである。

こうした交付金は、単なる財政措置にとどまらず、国の政策目標を地方の現場に実装する実行プログラムとしての役割を果たしており、地方自治体の創意工夫を生かしつつ、地域経済の持続的発展に寄与している。

しかしながら、物価高騰や人手不足が長期化する中で、地方自治体は事業費の増大や人材確保の難しさといった課題に直面しており、重点支援地方交付金の規模・内容ともにさらなる充実が求められている。重点支援地方交付金の効果的な運用は、地域経済の底上げや住民生活の安定に直結するものであり、国・地方が一体となって取り組むことが不可欠である。

よって、国及び政府においては、地方の現場に寄り添った柔軟かつ持続的な支援策を講じられるよう強く求める。

記

- 1 重点支援地方交付金の拡充を図るとともに、使途の自由度を高め、地方が自立的に課題解決に取り組める環境を整えること。
- 2 補正予算を早期に成立させ、重点支援地方交付金を含む地方財源を迅速かつ確実に配分すること。
- 3 地方自治体に対して、交付金制度の趣旨・要件等について丁寧な説明を行うとともに、実施段階での技術的・財政的支援を適切に講じること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

太陽光発電設備のリサイクル推進及び適正な廃棄処理に関する意見書（案）

近年、再生可能エネルギーの導入拡大に伴い、全国各地で太陽光発電設備が急速に普及している。特に固定価格買取制度（FIT）の導入以降、多くの設備が設置され、地域の脱炭素化やエネルギーの地産地消に寄与してきた。

しかしながら、制度開始から13年が経過する中で、設置当初の太陽光パネルが寿命を迎えるとともに、大量のリユース・リサイクル・廃棄の問題が顕在化しつつある。不法投棄や不適切な処理への懸念も生じており、環境負荷の低減と資源循環の確保が急務である。

再生可能エネルギーの推進と循環型社会の実現は、持続可能な地域づくりの両輪であるとともに、太陽光発電設備のライフサイクル全体を見据えた政策支援が不可欠である。

よって、国及び政府においては、太陽光発電設備の廃棄・リサイクルに関する制度整備や支援を強化し、地方自治体が適正な処理と資源循環を推進できる体制を構築することを強く求める。

記

1 太陽光パネルのリサイクル技術及びシステムの推進

廃棄される太陽光パネルから有用な資源（シリコン、銀、ガラス等）を回収・再利用するため、国として研究開発支援、低コストなリサイクル技術の確立及びリサイクル施設の整備促進を図ること。

2 太陽光パネル廃棄物の適正処理体制の強化

現在導入されている廃棄等費用積立制度の着実な運用監視や、事業終了・譲渡時における設備の追跡可能性（トレーサビリティ）を確保する仕組みを構築すること。あわせて、廃棄時における発電事業者等の責任を明確化し、不法投棄防止策の徹底及び処理業者の認定制度の拡充を図ること。

3 地方自治体への支援拡充

地方自治体が廃棄物処理やリサイクル推進の現場で重要な役割を担うことから、必要な財政的支援・人員配置・技術的助言に加え、所有者不明や倒産等の場合における行政代執行への財政支援など、国による包括的な支援体制を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

地方税財源の充実確保を求める意見書（案）

地方公共団体は、人口減少や少子高齢化の急速な進行により、地域の担い手や技術職等の専門人材が不足する中、行政サービスを安定的に提供するとともに、地域の実情に応じて創意工夫を凝らしながら、活力ある持続可能な地域社会を実現する必要がある。

一方で、地方財政は人件費の上昇や物価高騰による歳出増の要因が拡大し、従来の人は費や投資的経費等の削減によって、社会保障関係費の増大を吸収するという構造から大きく変化している。

さらに、米国の関税措置が地方財政に及ぼす影響も見通せない状況が続いている。

この様な状況の変化に的確に対応し、今後も地方公共団体が少子化対策やDX・GXの推進、地域経済の活性化、防災・減災対策の強化や老朽化するインフラ整備等の取組を着実に推進することができるよう、地方税財源の充実確保を図る必要がある。

よって、国及び政府においては、今後も地方公共団体が住民に十分な行政サービスを提供できるよう、以下の事項について特段の措置を講じるよう強く求めること。

記

- 1 地方が責任をもって、地域の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分提供できるよう、地方財政計画については、人件費増や物価高騰への対応など、今後も増大する地方の財政需要を適切に反映するとともに、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を確保すること。
- 2 いわゆる年収の壁のさらなる見直しや、ガソリンの暫定税率の廃止については、地方財政への影響を十分考慮し、代替となる恒久財源を確実に確保すること。
- 3 地方交付税については、引き続き、財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう、その総額を確保すること。臨時財政対策債については、新規発行額ゼロを継続するとともに、償還財源を確実に確保すること。さらに、中長期的な視点で、臨時財政対策債等の特例措置に依存しない持続可能な制度を確立すること。

- 4 地方が担っている役割と責任に見合うよう、地方税の一層の充実を図るとともに、税源の偏在性が小さく税収の安定性を備えた地方税体系を構築すること。
- 5 国が全国一律で行う子ども・子育て政策の強化等に伴い生ずる地方負担の財源については、国の責任において確実に確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

脳脊髄液漏出症患者の救済を求める意見書（案）

脳脊髄液漏出症は、交通事故等を契機に発症し、頭痛やめまい、倦怠感など多様な症状が生じる疾患である。平成28年からは診断基準に基づく硬膜外自家血注入療法（ブラッドパッチ療法）が保険適用となり、専門的な診療体制の整備が進んでいるが、社会的認知はなお十分とは言えない。

脳脊髄液漏出症患者・家族支援協会からは、労災保険では障害等級12級の認定が多く行われているが、自賠責保険では後遺障害等級が適切に認定されておらず、多くの患者が救済されていないとの指摘がある。

こうしたことから、脳脊髄液漏出症に苦しむ患者が一人でも多く自賠責保険の後遺障害等級の認定を受け、適切な治療が受けられるよう、支援体制の充実が急務である。

よって、国及び政府においては、公平性と透明性の高い自賠責保険の後遺障害等級の認定体制を整備し、被害者救済の理念が貫徹されるよう、下記の事項について適切な措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 自賠責保険の脳脊髄液漏出症に関する後遺障害等級の認定手続として、高次脳機能障害（自賠責保険高次脳機能障害認定システム）と同じように、専門医による認定システム（脳脊髄液漏出症認定システム）の仕組みを構築すること。
- 2 被害者やその代理人及び裁判所等が開示を求めた場合、自賠責保険において後遺障害等級認定を審査した際の根拠資料について、被害者救済の観点から透明性を確保するため、労災保険と同様に開示される制度とすること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

多様な民意を切り捨てる比例代表議員の定数削減を行わないことを求める意見書（案）

自民党と日本維新の会は、国会議員定数削減を臨時国会で成立させようとしている。日本維新の会は定数削減の目的は改革を進めるために、まず政治家が自らに厳しい姿勢を示すためだとしている。国会議員 50 人の削減で年間 35 億円の国の支出が減るとしているが、議員を減らしたからといって金権政治が変わるわけではない。最大の議員の特権である政党助成金は、国民一人あたり 250 円、年間総額約 316 億円を政党が分け合っている。議員が減っても総額は変わらないため、議員一人あたりが受け取る額は反対に増えることになる。これは企業・団体献金、裏金問題を不問にして、議論をすり替えることに他ならない。

国会議員の定数を含む選挙制度は民主主義の土台である。定数削減は政治家の身を切る改革ではなく、切られるのは民意である。議員が減れば国会の監視機能が弱まる。現在の選挙制度の下では、比例代表は得票に応じて議席が配分され、多様な民意を反映する制度である。他方 1 人しか当選しない小選挙区制は、当選に結びつかない死票が投票の 52% にも上る。衆議院の比例代表は、総定数 465 の 4 割弱の 176 議席、残りの 6 割以上が小選挙区（289 議席）である。1996 年に小選挙区制が導入されて以降の選挙では、第 1 党の得票率は 40% 台にもかかわらず、議席の 6 ~ 8 割を占めるといいういびつな構造となっている。

また国会議員の定数が多過ぎるとの意見もあるが、日本の国会議員定数は、人口 100 万人あたり 5.6 人であり、O E C D 加盟国 38 カ国中 36 番目という低い水準である。政治改革の名の下に日本の国会議員定数は減らされてきたが、合理的な根拠は示されていない。

国民の声を代弁する国会議員を減らせば、国民の声が届かなくなる。特に多様な民意を反映する役割を持つ比例代表議員の定数を削減することは許されない。これは国民主権に関わる重大な問題であり、国民の声を正確に反映する民主的選挙制度がどうあるべきかの議論が必要である。

よって、国及び政府においては、多様な民意を切り捨てる比例代表議員の定数削減を行わないことを強く求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

暮らしを圧迫し、米国に追随した軍事費・軍備の拡大を止めるることを求める意見書（案）

高市首相は令和7年11月21日、物価高対策などを盛り込んだ強い経済を実現する総合経済対策を閣議決定した。その内容は①生活の安全保障・物価高への対応②危機管理投資・成長投資による強い経済の実現③防衛力と外交力の強化を柱とするとしている。防衛力の強化を経済対策の柱に据えるなど前代未聞である。この具体化は、令和7年10月24日、所信表明演説で「主体的に防衛力の抜本的強化を進める」と、選挙公約にも掲げていなかった大軍拡の方向性を示し、2027年度に軍事費をGDP比2%（約11兆円）に増額する目標について、「補正予算と合わせて、今年度中に前倒しで措置する」と表明したことにある。

背景には米国のトランプ大統領の存在がある。トランプ政権は、同盟国に軍事費増額を迫っており、日本にはGDP比3.5%（21兆円）への増額を要求している。先の10月28日、日米首脳会談では、高市首相が「主体的に防衛力を強化し、防衛費の増額に引き続き取り組んでいく」と伝え、トランプ大統領は日本の軍事費増額や米国製武器の購入を促し、会談後には高市首相は米国の空母上で軍事費・軍備の拡大を対米公約した。

既に日本の軍事費は、安保3文書に基づく2023年度以降僅か3年間で、防衛省の当初予算だけで3.3兆円増加し、教育予算（文教費）の2倍以上になっている。

この一方で社会保障の削減、増税、さらには赤字国債の大増発は避けられず、経済対策はおろか、暮らしを圧迫することは必至である。

また軍事費増額と一体に、他国への攻撃ができる長距離ミサイルを持つことなど、敵基地攻撃能力の保有や弾薬庫の新增設、日米共同訓練の強化が進められており、当該地域住民は不安を募らせている。同時にこれらは周辺国の不信をあおり、脅威を与え、軍備拡大の競争を過熱させることにつながる。対話と外交により、戦争を起こさせないことこそ政治がやるべき責務である。

よって、国及び政府においては、国民の暮らしを圧迫し、米国に追随する軍事費・軍備の拡大を止めるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

スパイ防止関連法制の法案策定をやめることを求める意見書（案）

自民党と日本維新の会による連立政権合意にはスパイ防止関連法制について「令和7年に検討を開始し、速やかに法案を策定し成立させる」と明記し、第219回臨時国会において、高市首相は、政権合意に基づき早急に検討を進めると答弁している。

我が国ではスパイ活動がしやすい、いわゆるスパイ天国であるとしてそれらの活動を取り締まる法律の必要性が主張され、制定の意義が喧伝されているが、先の石破政権では「政府として、情報収集・分析体制の充実強化、違法行為の取締りの徹底等に取り組んでいる。そのため、各国の諜報活動が非常にしやすいスパイ天国であり、スパイ活動は事実上野放しで抑止力が全くない国家であるとは考えていない」とする答弁書を令和7年8月15日に閣議決定している。

過去に自民党が提出したスパイ防止法案では、外交・防衛に関わる国家秘密を外国に漏らした者に死刑など厳罰を科す内容であった。しかし、何が国家秘密にあたるのか、何をもって情報を漏らしたとみなすのか、政府が恣意的に判断することが可能で、報道・調査や日常会話に至るまで監視対象となりえる現代の治安維持法とも言えるもので、同法案は国民的な反対世論の高まりの中で廃案になった経緯がある。

その後も2013年成立の機密情報の漏えいなどに厳罰を科す特定秘密保護法や、2024年的重要経済安保情報保護法などを成立させてきた。こうしたことは国民監視をさらに強化し、思想までも取り締まり徹底的に言論弾圧しようとする狙いの下、思想・言論の自由を統制することで戦争国家づくりを本格化させる動きと表裏一体であり、戦前、治安維持法、軍機保護法、国防保安法など戦時弾圧法が、国民の目、耳、口をふさぎ、侵略戦争に動員したのと同じ危険な構図ではないかと危惧される。

連立政権合意は、内閣情報調査室を格上げした国家情報局や米国のCIAに倣った対外情報庁の創設を明記し、諸外国と同水準のスパイ防止法を掲げ、死刑など重罰化を求めていた。何がスパイかも分からぬまま死刑を科す法律ができれば、法律の拡大解釈により監視、尾行、情報収集を行う強大な権限を公安警察に与えることにつながり、プライバシーの侵害が当たり前の恐ろしい社会になる可能性がある。

よって、国及び政府においては、憲法が保障する国民主権、民主主義を堅持し、現代の治安維持法ともいるべきスパイ防止関連法制の法案策定を行わないよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

国の責任で学校給食費を無償化することを求める意見書（案）

2023年6月に閣議決定したこども未来戦略方針を踏まえて行った実態調査では、同年9月時点で全国1,794自治体のうち、約4割の自治体が何らかの形で学校給食費を無償化していることが明らかとなった。そして同年12月に文部科学省は、給食無償化の課題整理を行い、現在、自民党・公明党・日本維新の会において、2026年4月無償化実施の実務者協議が行われている。

学校給食費の無償化は、適切な栄養摂取による児童生徒の心身の健全な発達や、給食を通じた食に関する理解や判断力の育成であるとする学校給食法の目的の達成のみならず、子育て支援や少子化対策として、住民の要望に基づく自治体の判断によって広がってきた結果である。

今回、全国一律に国の取組として、来年度からの無償化が具体的に進められていることは歓迎されるものであるが、国と地方の負担割合が検討事項になっている中、全国市長会は、無償化で必要な額は全額国費で確実に確保されるべきという緊急意見を政府・与党に提出した。

全国市長会の緊急要望によると、無償化を実施している自治体は負担軽減となる一方で、所要費の捻出するできない自治体が生じることが想定され、大きな混乱が生じることは必至としている。義務教育において格差を最小限にとどめることは、国の責任であり、学校教育の一環として豊かな学校給食を保障するとともに、全国一律に学校給食費を無償とするには国の財政措置が必要不可欠である。

よって、国及び政府においては、学校給食費無償化は国の責任で実施し、必要な財政措置は全額国庫負担とするよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

外国人を差別・分断する排外主義を許さず、多文化共生社会の実現を求める意見書（案）

欧米で高まった他民族や外国人に対する排外主義的な動きが、日本でも見られるようになってきた。「治安が悪くなっている。」、「医療費を食いつぶしている。」、「生活保護費が増えている。」などとSNSなどで拡散されている。犯罪や治安の悪化を外国人と結びつけること自体が、深刻な差別と分断を生み、今、日本に暮らす外国人たちに大きな不安をもたらしている。多くの外国人は、日本人の手が足りなくなっている低賃金や重労働の業務に従事しており、外国人は私たちと共に社会を支えている隣人であって、外国で働く日本人も同じである。

こうしたことからも本年7月、青森市で開催された全国知事会議では、外国人政策について基本法の制定や司令塔組織の設置などを国に求める外国人の受け入れと多文化共生社会実現に向けた提言をまとめたほか、会議全体の声明である青森宣言でも「排他主義、排外主義を否定し、多文化共生社会を目指す」ことが盛り込まれ、全会一致で採択されている。また去る11月の全国知事会議でも、外国人との多文化共生社会の実現を目指す全国知事の共同宣言を国民へのメッセージとしてまとめ、排外主義を否定し、日本人、外国人を問わず全ての人が安心して暮らせる社会をつくるとした。一方で、違法行為や制度の不適切利用は厳正に対処すると強調し、全会一致で採択されており、宣言では多文化共生の推進、ルールに基づく共生と安心の確保、正確で積極的な情報発信の3項目を提起している。

こうした動きを踏まえ、国は外国人を労働者とみる姿勢をあらため、日本人と同じ生活者であり地域住民であるとした地方自治体での多文化共生に向けた取組を進めるべきである。

よって、国及び政府においては、外国人を差別・分断する排外主義を許さず、多文化共生社会の実現に向けて、以下の項目に取り組むことを強く求める。

記

- 1 国として、外国人への恐怖心や憎悪があおられ、外国人やそのコミュニティーに危害がもたらされるような排外主義を許さない立場を明らかにすること。
- 2 争いよりも対話、異なる意見も尊重し、困難な時にこそ温かい心で誰一人置き去りにしない多文化共生社会の実現に向け、多文化共生事業の推進に積極的に取り組むこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

非核三原則の堅持を求める意見書（案）

高市首相が国家安全保障戦略など安保3文書の改定に向けて、非核三原則の見直しを検討しようとしている。

非核三原則とは、核兵器を持たず、つくらず、持ち込ませずとした日本の国是である。非核三原則は、1967年に当時の佐藤栄作首相が国会で表明し、その後度重なる国会決議で国是として確立されていることが確認されてきた。現行の国家安全保障戦略も非核三原則を堅持するとの基本方針は今後も変わらないとしている。

そうした下で、高市首相は今国会の所信表明演説で、安保3文書を来年中に改定する方針を示した。高市氏は安保3文書の閣議決定当時（2022年12月）、経済安全保障担当相だった。自著では、当時の閣議決定直前に、核を持ち込ませずの原則が米国の拡大抑止の提供と矛盾し、究極的には邪魔になることを懸念し、国家安全保障戦略から削除するよう要請したもののかなわず、「今も残念に思っています」と明かしている。（高市氏編著『国力研究』2024年9月）

つまり歴代日本政府は、非核三原則を掲げる一方、米国の核の傘に依存する矛盾した政策をとってきたことの現状を追認しようするものである。

1960年の日米安保条約改定時には、米艦船や米軍機による日本への核持ち込みを認める日米密約を交わしていたことを示す米公文書が存在していることがわかっている。政府は非核三原則堅持が基本方針だと言いながら、今もこの密約と呼ばれるものは廃棄していない。そして2010年には当時、民主党政権の岡田外相が緊急事態での日本への核持ち込みについて「その時の政権が命運をかけて決断をし、国民に説明する」と国会で答弁し、持ち込ませずの原則に公然と穴を開けた。この答弁について、今月18日の記者会見で、小泉防衛大臣が引き継いでいくと表明したことは重大である。

非核三原則の見直しは、核持ち込みを平時から認めることで、米国の核戦略への加担を一層深め、日本が核戦争の足場となる可能性を高めるものである。

非核三原則の見直しの動きに対して、長崎県や広島県の両知事、長崎市や広島市の両市長も三原則は絶対に守るべきものだとして、三原則の堅持を求めている。変更を許せば、核兵器廃絶を目指す国際的な取組に逆行し、唯一の戦争被爆国としての日本の立場は危うくなる。

国会決議によって国是と宣言された非核三原則は、国際公約でもある。一内閣の判断で変更するなど許されない。

よって、国及び政府においては、非核三原則を堅持することを強く求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

ガザ地区における人道危機を踏まえ、パレスチナの国家承認を求める意見書（案）

去る令和7年10月9日、イスラエルとガザのイスラム組織ハマスによる停戦合意が発表されたことは、長く続いた惨劇を終わらせるための重要な一步となりうるものであり、歓迎すべき前進である。パレスチナ自治区のガザ地区における「戦闘の即時終結」、「国連などによる支援物資の搬入」、「イスラエルはガザを占領、併合しない」などが列記された米トランプ大統領とイスラエル・ネタニヤフ首相が合意した20項目の合意であるが、双方が、今回の合意を厳格に実施し、ガザでの戦闘の終結、イスラエル軍の撤退、全ての人質の解放、人道支援の開始が強く求められている。ところが、合意後もイスラエル軍の爆撃は断続的に再開されるなど、予断を許さない状況に陥っている。

この2年間で死者数は6万7千人（うち子どもは2万人以上）を超える、ガザの住宅のうち9割が破壊され、学校や病院等にあっては多くの施設が被害を受けており、いまだ食糧不足、公衆衛生や医療環境の悪化が進むなど人道状況は危機的な状況にある。

今回の合意を、一時的な停戦に終わらせず、恒久的で包括的な和平の実現につなげ、パレスチナの自決権を含む二国家解決に進むべきであり、そのためには国連と国際社会の関与が不可欠である。

我が国においては、これまで二国家解決を支持し、パレスチナへの人道支援を行ってきたが、国家承認については慎重な姿勢を維持している。しかしガザ地区の現状を踏まえ、我が国としても対話による解決を促す立場を明確にし、両国の平和に貢献するため、パレスチナの国家承認を求めていくべきである。

本年7月28日から30日にかけて、国連本部で開かれた閣僚級国際会合で発表されたニューヨーク宣言において、二国家解決の実現が紛争解決の唯一の道だとし、世界各国にパレスチナの国家承認が呼びかけられ、9月12日の国連総会において、同宣言が賛成多数で採択されている。我が国は、同宣言起草の作業部会にも参加している。国会においては、本年7月及び8月に続き、9月11日に超党派の議員連盟から岩屋毅外務大臣（当時）に対し、パレスチナの国家承認を求める要望書が、衆参両院の議員併せて206名の署名を添えて提出された。

よって、国及び政府においては、パレスチナの国家承認を行い、平和的な解決を促す働きかけを行うよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。